

1 (施行期日)
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三一日総務省令第六四号)
1 (施行期日)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年八月三〇日総務省令第一二六号)
この省令は、公布の日から施行する。

抄